

## 都道府県における独自の被災者生活再建支援制度について (平成22年12月31日現在)

25都道府県において独自の支援制度を設けている。

- ・一般的な災害（自然災害全般）を対象としたもの（18団体）

北海道、秋田県、福島県、茨城県、群馬県、岐阜県、静岡県、愛知県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、大分県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- ・特定の既往災害（H19以降）を対象としたもの（7団体）

岩手県、山形県、新潟県、富山県、石川県、兵庫県、岡山県

支援法の対象とならない被害規模の市町村（全壊10世帯未満等）の被災者に支援する制度は22団体となっている。

半壊世帯に支援する制度は17団体で、支給限度額が最大なのは石川県の200万円で、岡山県の150万円、大分県の130万円、徳島県の112.5万円と続いている。

床上浸水世帯に支援する制度は8団体で、支給限度額が最大なのは岐阜県の30万円で、鹿児島県、秋田県の20万円、兵庫県の15万円と続いている。

支援法の支給額に上乗せして支援する制度は10団体となっている。

都道府県独自の被災者生活再建支援制度に関する調査

平成22年12月31日現在

	名称	対象災害		対象とする自然災害の規模		対象とする被害程度(最大支給額(万円))						年収・年齢要件		用途制限		支援法との併給		財 源			支給実績(平成19年以降)		
		一般	特定	支援法と同じ	その他(内容)	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊	床上浸水	その他	あり(内容)	なし	あり(内容)	なし	可	不可	都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	その他(内容)	支給世帯数	支給金額(千円)
北海道	北海道自然災害に伴う住家被害見舞金	○			全壊又は半壊が1世帯でも被害があった場合	20	-	-	-	10	-	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	2	260
岩手県	被災者生活再建支援事業費補助金(岩手・宮城内陸地震)		○		災害救助法の救助の区域の指定を受け、かつ支援法の適用を受けることができなかった災害	300	-	-	-	-	-	300※2	-	○	住宅の建替、購入又は補修経費	-	-	○	○	-	-	4	12,000
秋田県	災害見舞金	○			暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象による災害(災害規模は問わない)	60	-	-	-	20	20	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	596	117,700
山形県	鶴岡市大網七五三掛地区における地すべり災害に係る山形県被災者生活再建支援事業費補助金		○		支援法の対象とならない被害規模の災害	300	-	-	-	-	-	-	○	住宅の建築・購入、補修又は賃借経費	-	-	○	-	○	-	6	18,000	
福島県	生活再建給付金(財)福島県罹災救助基金協議会	○			県内で支援法が適用された災害で支援法適用外の市町村	300	300	300	250	-	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	基金(県・市町)	0	0
茨城県	茨城県災害見舞金	○			1. 県内の一つの市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 2. 1の災害と同一の原因で発生したその他の市町村での災害	5	-	-	3	3	-	-	○	-	○	-	○	○	-	-	-	31	930
群馬県	群馬県災害見舞金	○			次のいずれかに該当する災害 1. 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失したこと 2. 1の基準に該当する市町村以外の市町村で、同一の災害により住家の全壊、半壊若しくは床上浸水の被害又は死者、行方不明者若しくは重傷者があったこと 3. 1及び2に規定することのほか、特に知事が必要と認めたもの	10	-	-	-	5	2	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	147	4,980
新潟県	新潟県中越沖地震被災者生活再建支援事業補助金		○	○	-	100	100	100	100	50	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	県2/3市町村1/3	7,022	4,342,220
富山県	入善町高波災害に係る富山県被災者生活再建支援事業		○		災害救助法の救助の区域の指定を受け、かつ支援法の適用を受けることができなかった災害	300	300	-	250	-	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	4	3,500
	南砺市大雨災害に係る富山県被災者生活再建支援事業		○		災害救助法の救助の区域の指定を受け、かつ支援法の適用を受けることができなかった災害	300	300	-	250	-	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	8	17,500
石川県	能登半島地震被災者生活再建支援事業補助金		○	○	-	100	100	-	100	200	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	県2/3市町村1/3	1,971	1,759,481
岐阜県	岐阜県被災者生活住宅再建支援事業費補助金	○			支援法適用災害及び知事が必要と認めた災害で、住家の全壊、大規模半壊、半壊及び床上浸水の被害が発生した市町村	100	-	-	100	50	30	-	19年改正前の支援法と同じ	-	-	○	-	○	-	○	-	0	0
静岡県	被災者自立生活再建支援事業費助成	○			支援法の対象とならない被害規模の災害(1世帯でも可)	300	300	-	250	-	-	-	○	-	○	-	○	○	○	-	-	28	39,250
愛知県	災害見舞金	○			支援法対象地域に加え、自然災害による被害が次の2つ以上に該当するとき ①5市(区)町村以上の広域に亘って被害が発生したとき ②被害数が350世帯以上(全壊1, 半壊1/2、床上浸水1/3で換算した住家の滅失数による)のとき ③死者1または重傷者10以上の被害が発生したとき	10	-	-	-	5	1	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	2,685	27,820
兵庫県	兵庫県被災者生活再建支援金事業		○		平成21年中の自然災害で知事が特に定めるもの	-	-	-	-	25	15※3	-	○	-	○	-	○	-	-	-	県2/3市町村1/3	780	179,200

	名称	対象災害		対象とする自然災害の規模		対象とする被害程度(最大支給額(万円))						年収・年齢要件		用途制限		支援法との併給		財源			支給実績(平成19年以降)		
		一般	特定	支援法と同じ	その他(内容)	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊	床上浸水	その他	あり(内容)	なし	あり(内容)	なし	可	不可	都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	その他(内容)	支給世帯数	支給金額(千円)
鳥取県	鳥取県被災者住宅再建支援制度	○			・全県で10世帯以上の住宅が全壊 ・その他知事が市町村と協議して指定した災害	300	-	-	250	100	-	-	-	○	補修経費(半壊世帯のみ)	全壊世帯・大規模半壊世帯	-	○	-	-	県1/10市町村1/10基金8/10(県1/2市町村1/2)	0	0
島根県	島根県被災者生活再建支援交付金	○			支援法の対象とならない被害規模の災害(1世帯でも可)	300	300	300	250	-	-	-	○	-	-	○	-	○	-	○	-	7	3,843
岡山県	美作市突風災害被災者住宅再建支援事業補助金		○		平成21年度、美作市で発生した突風災害で被災した世帯に対し市が支援を行う一定のもの	300	-	-	150	150	-	-	-	○	住宅の建替、購入又は補修経費	-	-	○	-	全壊・大規模半壊	半壊(県1/3市町村2/3)	13	14,524
	美作市集中豪雨災害被災者住宅再建支援事業補助金		○		平成21年度、台風第9号により美作市で発生した集中豪雨災害のうち支援法外の半壊世帯に対し市が支援を行う一定のもの	-	-	-	-	150	-	-	-	○	住宅の建替、購入又は補修経費	-	-	○	-	県1/3市町村2/3	45	37,781	
広島県	広島県被災者生活再建支援補助金	○			県内で支援法が適用された災害で支援法適用外の市町村	300	300	300	250	-	-	-	○	-	-	○	-	○	-	○	-	3	2,062
山口県	山口県被災者生活再建支援金支給事業	○			県内で支援法が適用された災害で支援法適用外の市町村	300	300	300	250	-	-	-	○	-	-	○	-	○	-	○	-	2	2,000
徳島県	徳島県住宅再建特別支援事業補助金	○			災害の規模や被害の程度等により、その都度判断	225	-	-	112.5	112.5	-	-	-	○	住宅の建設、購入又は補修費、被害を受けた住宅の解体(除却)・撤去・整地費	-	○	-	-	○	県2/3市町村1/3	0	0
大分県	大分県災害被災者住宅再建支援制度	○			全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯 ※支援法適用世帯を除く	300	-	-	130	130	5	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	51	13,079
佐賀県	佐賀県災害見舞金等	○			・災害により、5世帯以上の住家が滅失したこと ・火災(自然災害に起因するものを除く)の災害により、10世帯以上の住家が滅失したこと ・雪害その他の災害により交通が途絶し、食料その他の生活必需品が欠乏し、自力で調達不能の世帯が5世帯以上あること	6 (5人世帯)※4	6 (5人世帯)※4	6 (5人世帯)※4	6 (5人世帯)※4	6 (5人世帯)※4	-	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	3	65
宮崎県	宮崎県・市町村災害時安心基金	○			全壊、半壊又は床上浸水の被害が1世帯でもあった場合	20	-	-	15	15	10	-	-	○	-	○	○	-	-	○	-	250	26,750
鹿児島県	鹿児島県被災者生活支援金	○			県内で支援法が適用された市町村及び同一災害によって被害を受けた市町村	20	-	-	20	20	20	20	800万以下※7	-	-	○	-	○	-	○	-	0	0
沖縄県	沖縄県災害見舞金	○			県内で発生した、天災地変その他災害(災害規模は問わない)	5	-	-	-	3	-	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	352	12,570
合計(団体数)	25都道府県	18	7	2	23	24	9	6	17	17	8	3	2	23	5	21	10	15	9	10	7	14,010	6,635,515

- ※1 対象災害「特定」については、平成19年以降の制度を掲載
- ※2 土石流等の発生により、住宅の損壊が生じるおそれがあり、移転を余儀なくされた世帯
- ※3 損害割合が10%以上20%未満の床上浸水世帯
- ※4 5人世帯で6万円。1人増える毎に1万円加算
- ※5 雪害その他の災害により、交通が途絶し食料その他の生活必需品が欠乏し、自力で調達不能な世帯
- ※6 店舗等が同等の被害を受けた小規模事業者
- ※7 小規模事業者は所得が600万円以下